

気象警報発表時の措置について

海南市立下津第一中学校

1 「警報」とは

すべての気象警報を意味します。発表対象場所は、和歌山県海南市（平成22年5月より市町村別発表となっています。海南市の防災無線放送、地デジデータ放送等で確認できます。）の情報とします。

2 「警報発表時」、生徒が在宅時の対応

- (1) 登校前に警報が発表されていたら、保護者の管理下で自宅待機とします。
また、地震（震度5弱以上）、津波、火災等が発生し、危険が予測される場合も、一時登校を見合わせてください。ただし、「波浪（高潮）警報」だけの発表時については、安全を確かめて気をつけて登校させてください。
- (2) **・午前6時00分までに警報が解除された時は、平常通りの授業を行います。**
・午前6時00分から午前9時30分までに警報が解除された時は、午前中の授業を行いますので、安全を確かめて登校させてください。（原則、給食はありません。）
・午前9時30分から午前11時までに警報が解除された時は、家庭で昼食を済ませて、午後1時までに登校させてください。午後の授業を行います。
※午前11時までに警報が解除された場合の対応は、連絡メール（登録されていない方は電話）で連絡します。
- (3) 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、その日は臨時休校とします。

3 警報は発表されていないが、危険な状態と判断された場合の対応について

- (1) 学校が判断した場合は、連絡メール（登録されていない方は電話）で、保護者に連絡します。
- (2) 保護者が判断した場合は、保護者の管理下で生徒を自宅待機させ、学校に連絡をしてください。

4 生徒が在校している場合の下校及び連絡等について

- (1) 早期に生徒の下校が必要と判断した場合は、必要に応じて職員が引率し集団下校させます。
但し、津波警報・大津波警報が発表された場合は、長保寺方面に避難し、生徒を管理します。
- (2) 下校困難、学校待機が安全と判断した場合は、学校職員管理の下、生徒を待機させます。
連絡メール（登録されていない方は電話）で保護者に連絡します。

5 台風の接近等により、警報が発表される可能性が高いと予想される場合

台風の接近等により、警報が発表される可能性が高いと予想される場合、前日の午前10時に給食を中止するかどうかの判断を行い、「給食中止」の場合、文書及び連絡メール（登録されていない方は電話）で保護者に連絡します。

6 その他

保護者及び地区の人で、生徒の登下校に危険な状況箇所を発見した場合は、直ちに学校に連絡してください。学校は速やかに状況把握し、状況に応じて生徒の登下校について、上記の規準に従い判断、連絡します。

※平成29年9月28日より実施